

令和4年9月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	明石市を見習って	<p>予算のやりくりだけで子育て支援が豊富な明石市が羨ましい。 松阪市にいるメリットを感じられない。 お年寄りばかりで子供に対する目が冷たい。 街全体で子育てをしていきたいのに活気がない。 明石市は高齢者や障害者にも支援をしているから子供にも寛容なんだと思う。 引っ越せば済む話だが松阪で生まれ育ったので松阪をできれば離れたく無いのだが離れたくなっている。</p>	<p>明石市では、現市長が就任されて以来、様々な施策の中心に子どもを据えて考えてこられ、現在では子育て世帯を中心に人口も大幅に増加し、活気のある街となっていること、子育て支援策が充実していることは十分承知をしており、先日職員が視察に訪れたところです。</p> <p>一方で、明石市と松阪市では置かれている環境や状況が大きく異なり、全てを倣って取り入れるということはかなり困難であるということも認識しています。</p> <p>松阪市では現在、「子育てするなら松阪市」というフレーズを松阪市の確固たる代名詞とするため様々な施策に取り組んでおります。本年度において一例をあげますと、「【第3弾】コロナに負けるな！松阪みんなの商品券」では、18歳以下の方がいる子育て世帯に対し購入引換券の追加配布を行っています。</p> <p>今後も、明石市を初めとする他市の施策も参考にしながら、松阪市として独自の子育て支援策を実施し、松阪市で子育てして良かったと思っただけのまちづくりを目指していく所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>こども支援課 電話：53-4081</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2-①	保育園の利用調整基準について	<p>保育園の入園の点数ですが、育休復帰の人は加点5点 認可外に預けて就業している人は加点1点 となっています。 その4点の違いはどういった考えから差がついているのでしょうか。 私個人としては育休復帰時に希望園の空きがなく入園できなかったため、仕方なく認可外に預けて職場復帰しました。 職場復帰して認可外に預けてしまうと育休復帰の加点がなくなりさらに認可保育園に入園しづらくなります。 加点の見直しをお願いしたいです。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、本市では新たに保育の提供を希望される児童に対して、「松阪市保育の利用に係る調整に関する事務取扱基準」に基づき、保護者が保育を必要とする事由に応じて付与する「基本点数（※父母等の保護者の基本点数の合計点数）」、世帯の状況において考慮すべき項目に対して付与する「調整指数（※指数の高い項目の調整指数に、指数の低い項目ごとに1点を加算する）」の合計の数を当該児童の点数とし、点数の高い児童から入園調整を行い、保育の提供を行っております。</p> <p>なお、上述の合計点数が同点の場合は優先順位表に基づき、優先度が高いとされた申込児童から調整し、保育の提供を行っております。</p> <p>なお、ご指摘いただいております「産前産後休業又は育児休業から職場復帰をする場合」、「申込児童の保育状況で申込時に認可外保育施設・親戚等に預けている場合」については、上述の調整指数に該当いたします。</p>	<p>こども未来課 電話：53-4083</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2-②	保育園の利用調整基準について	<p>保育園の入園の点数ですが、育休復帰の人は加点5点 認可外に預けて就業している人は加点1点 となっています。 その4点の違いはどういった考えから差がついているのでしょうか。 私個人としては育休復帰時に希望園の空きがなく入園できなかつたため、仕方なく認可外に預けて職場復帰しました。 職場復帰して認可外に預けてしまうと育休復帰の加点がなくなりさらに認可保育園に入園しづらくなります。 加点の見直しをお願いしたいです。</p>	<p>産前産後休業又は育児休業から職場復帰をする場合の調整指数については、保護者が産前産後休業又は育児休業取得中、またはそれに準ずる状態から職場復帰するために保育の提供が優先的に受けることができるようにするために設定された指数で、5点と設定しております。一方、「申込児童の保育状況で申込時に認可外保育施設・親戚等に預けている場合」については、当該児童の保護者は就労等できているが、そのためには間違いなくいずれかの施設等での保育を必要としているという意味から、1点の調整指数が加算されます。そのため、職場に児童を連れていくことができ、自ら保育を行っている人については、この1点は加算されません。</p> <p>以上のように、調整指数については調整指数表の他の事由との比較で、調整指数(点数)を設定しているわけではなく、当該事由の性質を鑑みて調整指数(点数)を設定しておりますが、あえて上述の2つの指数を比較した場合、既に保育の提供を受けているか否かで調整指数(点数)に差が出ていると言えます。</p> <p>ご参考までに現行の「松阪市保育の利用に係る調整に関する事務取扱基準」について添付いたします。</p> <p>なお、本基準については定期的に見直しを行っております。ご指摘いただきましたご意見も参考とさせていただきます。</p>	<p>こども未来課 電話：53-4083</p>
3	パワハラ セクハラ行為	<p>マイナンバーカード課において、パート女性に対しての上司のパワハラ、セクハラ行為が巷で話題になっています。 こういう事って役所で有り得るんですか？ネットに挙げてもよろしいんでしょうか？公務員の秩序維持が、おかしい昨今です… 権力で押さえ付けるのは、民主主義に逆流する行為です。 市長はどういう考えなんでしょうか？</p>	<p>マイナンバーカード課はマイナンバーカードを管轄している戸籍住民課と解釈し、戸籍住民課へ確認をさせていただきましたが、事実確認ができませんでした。</p> <p>職場におけるハラスメントの防止については、毎年、職員研修等を通じて徹底を図っているところですが、氏名等を教えていただければ職員に対し厳重に注意してまいりたいと考えております。</p>	<p>職員課 電話：53-4221</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	職員採用について	<p>何度も質問し申し訳ございません。 労務職では、危険物取扱者やボイラー技士の資格は活かされますか？</p>	<p>危険物取扱者はA重油タンクに係る危険物取扱作業に関する保安・監督者として活用可能。 ボイラータービン主任技術者はボイラータービンの維持及び運用に関する保安の監督者として活用可能。</p>	<p>職員課 電話：53-4221</p>
5	就労証明について	<p>毎年、毎年。どうしてこんなにコロコロと様式が変わるのか疑問。 変えたくて変えている印象しか受けない。 担当者の好みでしょうか。 利用者側としては、振り回されている現実です。 その時間に人件費【などなど】が使われ、税金があらわれています。</p>	<p>就労証明書につきまして、ご多用の中、例年作成及びご提出にご協力賜り誠にありがとうございます。 ご指摘いただきましたこの度の就労証明書の様式変更につきましては、内閣府子ども・子育て本部が指定した様式を令和5年4月入所分より活用するようとの通達があったため、変更したのになります。 なお、本通達による様式変更の趣旨といたしましては、各市区町村による独自項目の自由追加や記載要領による指示の差異などにより、作成いただく企業等事業者側において業務効率化や電子的作成が困難である状況が続いていた状況を受け、作成する企業等事業者側の負担軽減を目指すものであると同時に、将来的に、電子的に作成された就労証明書を市区町村にオンラインで提出できる仕組みの構築を前提とするものであるとのことです。 上述の状況を受けて、この度は抜本的に就労証明書の様式を見直すこととなり、作成及びご提出に多大な影響を与えてしまう結果となり誠に申し訳ございませんが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。 また、今回の見直しを行うまでの直近4年間の就労証明書の様式につきましては、作成いただく企業等事業者や利用者（保護者）からの貴重なご意見を参考にさせていただきながら毎年度見直しを検討し、配置や表現等の一部変更を行いましたが、様式としての抜本的な見直しは行っておらず、この度の変更につきましても上述のとおり内閣府からの指導・通達によるものですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>こども未来課 電話：53-4083</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
6	放置されてる農地	<p>はじめましてm()m</p> <p>私の実家の隣の農地が放置されてる為年々色々な弊害が増しております。 松阪市としてのサポートは何か無いのでしょうか？</p>	<p>お客様のご実家の隣の農地が放置され、苦慮されておられるとのこと、よろしければ、場所の情報提供をいただけますでしょうか？</p> <p>松阪市として、放置されている農地の対応としまして、現地調査をさせていただき、農地の適正な管理の観点から、地権者の方が分かり次第、お手紙を送らせていただいております。</p> <p>まず、現地確認をさせていただきますので、お忙しいところ申し訳ございませんが、場所の情報提供をよろしく願いいたします。</p>	<p>農業委員会事務局 電話：53-4083</p> <p>農水振興課 電話：53-4102</p>
7	憩いの広場の街灯修理について	<p>このメールは市長へ直々の方が良かったのでしょうか。標記の件につき、これが3度目の依頼となります。</p> <p>最初は、2月4日に依頼しましたところ、2月8日付の返信メールで修理まで少し時間を頂きたいとのこと、役所も年度末・年度初め・人事異動等で多忙な時期であり当然の申し出と理解しておりました。</p> <p>ところが、現在何月ですか9月も中旬ですよ。今の時期、明けるのは遅く・暮れるの早くなりました。あの街灯は一体どういう意味で設置されたのですか。貴重な市民の税金を使って、市民の治安を守るためではなかったのですか。</p> <p>もし、私の言うことが間違っているのであれば、あの街灯は目障りです。撤去しなさい。</p> <p>あんな街灯を修理が出来ないぐらい多忙なのか。どうせ電気業者に依頼するのと違いますか。皆さんは世間一般に言われているように、給料をもらっているいじょうは市民への奉仕者のはずです。貴職一丸となって職務に精励して頂くことを節に願います。</p>	<p>2月4日にいただきましたメールにつきまして、松阪市としまして、現地確認を行い材料手配にお時間をいただくかと思いますが、対応させていただくことを、2月8日に返信のメールを送付させていただきました。</p> <p>2月8日以降の対応といたしまして、修理する材料が届きましたので、3月1日に取替を行い点灯することを確認いたしました。</p> <p>本日メールをいただきまして、9月14日18:30に現地にて点灯していることを確認いたしました。</p> <p>公園灯を設置して年数が経過し周辺の樹木も成長し、時間によっては太陽光パネルに日陰が出来ていますので、十分な充電が出来ていないことが考えられるため、樹木の剪定を計画させていただきます。</p>	<p>土木課 電話：53-4167</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
8	アパート・マンションへの広報配布状況	<p>ずっと 気になっていたのですが アパート・マンション等 賃貸の施設への広報配布は きちんと配布されていますか 松阪市からは 各自治会にむけて委託料の支払いをしているようですが 実際 全ての自治会は、各戸に配布しているのでしょうか 年に1回でもいいのですので 各自治会に 聞き取り調査したりしていますか アパート・賃貸マンションには 管理人がいない場合が多く 各自治会の手で 配布するしかないのですが 各戸に配布が行われていない場合 委託料は 意味がなくなります アパート等に まとめて配布しているようでは 責任者や管理人の不在の場合 各戸に配布されているか不明な部分があって まったまま放置されているのではないかと... 責任をもって 各戸に配布しているのかを 一度調査して欲しいです また 管理人がいる場合でも 管理人が きちんと毎月初めに配布しているかの確認も必要と思います でも 管理人には委託料は支払ってないので 責任はないようですが 委託先を 賃貸アパート・マンションの管理人や管理会社とした方が 確実に各戸に配布されると思うのですが 今の現状は 各自治会任せとなっています 一度 調査を お願い致します 宜しくお願い致します。</p>	<p>広報紙等の配布につきましては、ご承知のとおり、松阪市では各自治会を通じて配布しています。従いまして、アパート・マンション等への配布については、自治会配布員や班長・組長等自治会役員が直接配布を行う場合や管理人・大家さんが配布する場合など、自治会により様々な方法で配布活動を行っていただいております。</p> <p>聞き取り調査は実施していませんが、広報がまだ届いていないという連絡を受けた場合は、市役所から該当地域の自治会長等に速やかに連絡を取り、配布体制をとっていただいております。また、配布部数について変更がある場合は、その都度、各自治会から連絡をいただいております。配布した部数に応じて交付金を交付しております。</p> <p>なお、松阪市では従来、自治会の皆様へ未加入世帯を含む各世帯への広報紙の配布をお願いしていますが、各自治会の事情もあるため、未加入世帯への広報紙配布については、可能な範囲で協力していただいております。</p> <p>つきましては、広報紙の未配布について、具体的な住所・自治会名等がわかるようでしたら、該当地域の自治会長に連絡し、現状を確認させていただきますので、下記までご連絡くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>広報紙の配布については、引き続き、市民の皆様のご意見を参考にしながら、より良い配布方法を研究・検討してまいります。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4311</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
9	防災対応に関する問合せ	<p>市長、担当者さま いつも、市民のため、松阪市のため、いろいろな活動・取組みをありがとうございます。 近年、大規模な災害が増える中、政府、県、松阪市でも、災害が予測される場合の情報、詳細を流していただく機会がこれまで以上に増え、また市民とに届く、メディアも増え、非常に感謝しております。</p> <p>いっぽうで、県、市からの情報が、広域にわたる情報であることもあり、本当に危ないとき(語弊があるかもしれませんが。。。)というか、自身に全く関係ないときも注意喚起の情報が流れてくることもあり、本当に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難しないといけないとき ・なんかしら行動におこさないといけないときの危機感が薄れてしまっている自分があり、可能であれば、松阪ナビに自分の住エリアにまさに関係するアラームを登録して、通知設定できないでしようか？ 私の場合、 ・洪水系 ・雲出川、中村川などなどの水位越えなどをピンポイントに最重要情報へ <p>⇒スマホにアラームを個人設定したい。と考えています。</p> <p>もし、可能ならば、自治会の人たちにも共有し、もっと、ピンポイントな優先順位付けで行動できるようにしていきたいと考えています。</p> <p>なんとか検討できないでしょうか？ 何卒宜しくお願い致します。</p>	<p>松阪ナビに、お住いの地域に関係のある避難情報等のアラームを登録して通知設定できないかとのお問い合わせですが、残念ながら松阪ナビにその様な機能はございません。</p> <p>代わりに、「防災みえ」のメール配信サービスを紹介させていただきます。こちらのサービスに登録すると、災害に関する様々なお知らせを受け取ることができます。同サービスの中に、河川の洪水情報の配信も含まれています。例えば、「中村川」を登録すると、危険が差し迫る前に教えてくれるというものです。ご登録は下記URLからお願いします。 https://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/50477007946.htm</p> <p>また、国土交通省「川の防災情報」も併せて紹介させていただきます。こちらは各河川の水位をスマートフォンやパソコンから確認することができるシステムです。また、カメラのアイコンをクリックまたはタップしていただくと、河川監視カメラの観測時点での静止画を見ることができます。下記URLからご確認ください。 https://www.river.go.jp/kwabou/pc/tm?zm=13&clat=34.61449094360597&clon=136.48641586303714&fld=0&mapType=0&viewGrpStg=0&viewRd=1&viewRW=1&viewRiver=1&viewPoint=1&ext=0&itmknCd=200&scamId=121801054&ownCd=21801&sysCamId=21801054</p>	<p>防災対策課 電話：53-4313</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
10	雲出川河口、野鳥看板について	<p>いつも私達市民の為にありがとうございます。 本日は雲出川河口、五主海岸付近の野鳥の看板についてのお願いで、写真を添付させていただきありがとうございましたのでメール致しました。 老朽化して2箇所くらいあるどちらも見にくくなっています。 せっかくの野鳥の季節に残念な感じになっていますので、新設していただけると嬉しいです。</p>	<p>お問い合わせの内容の『野鳥看板』の件ですが、調査したところ国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 (TEL059-229-2211) が設置、管理していることが分かりました。 今後の対応を確認いたしましたところ、新設する予定はありませんとのことでした。 既存の看板については、年内までに撤去するとのことでした。 このことについて、国土交通省が決められた結果ですので、何卒ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>三雲地域振興局 地域住民課 電話：56-7909</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
11	松阪消防団	<p>警報すぐ発令するのはおかしい、のと、松阪消防団を人集めてするのもいかなものかと思います。ボランティア活動じゃないですよ。市民のお金から出てるんだから。 大したことないときは、無駄に活動しないでください。 他にお金を有意義に使ってもらえませんか？ 松阪市長さん！</p>	<p>1点目でございますが、「警報すぐ発令するのはおかしい」とのことですが、この内容から「警報を出すタイミングが早いのではないか」という意味と「警報が発令されて、すぐに消防団員を参集するのは早いのではないか」という意味が考えられます。 警報を発令するタイミングに関しては警報発令の基準に則り、気象台が発令いたしますので、松阪市消防団とは関係ないと考えます。 「警報が発令されて、すぐに消防団員の参集」の意味で考えますと、令和4年9月19日(月)の台風14号の場合は、7時30分に大雨警報、13時37分に暴風警報が松阪市に発令されております。この時の参集指示は15時15分に統括団長より各方面団長(松阪、嬉野、三雲、飯南、飯高)に出しております。 決して「警報発令すぐに消防団員参集」というものではなかったと考えます。 しかし、状況より警報発令後、すぐに参集となる場合があることもご理解ください。 2点目でございますが、「ボランティア活動ではない消防団員を、大したことがない時(台風、大雨等)は無駄に集めて活動しないでほしい」とのことですが、警報が発令されていない段階で消防団員の参集はしていません。 消防団は、災害に対し即時に対応する役割があります。警報が発令されるということは、「重大な災害が起こるおそれがある」という予報になります。その災害に備え参集し、災害が起こった際、すぐに活動を開始することができるため必要な参集であると考えます。 以上がメール文に対しての回答となります。求めている回答と違う部分もあるかも知れませんが、今後も消防団活動にご理解、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。</p>	<p>消防団事務局 電話：25-1414</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
12	三雲地域振興局の男性職員の対応について	<p>母の死去にともない行政手続きにうかがいました。記入欄に死因の問いがあり(その他)にチェックをしましたところ その他とは?と質問されました 言いたくありませんでしたが答えたところ えー!と噂話で驚いた時のような声をあげて驚かれました 私もまだ受け入れ難い辛い状況でしたので大変不快でした 「そんな驚かないでください」と言いましたら「そうない事なので」と言われました 早く手続きを済ませてその場から離れたかったので何も言わずに用事を済ませて帰りました。 帰宅後、その他の項目で死因を聞く必要があったのか 聞いた後に「えー!」と言わずお悔やみの言葉を言えなかったのか 母を失った苦しみが大きくなり傷つきました 死去に伴う手続きの際にはもう少し人の気持ちに寄り添った対応をしてもらいたいと思いました。 「そうない事なので」その言葉は辛くそして言われた事に憤りを感じています。</p>	<p>このたびは、職員のいたらない対応について、大変不快な気持ちにさせてしまったこと心よりお詫び申し上げます。死去の受け入れ難いお気持ちでいられたのに、お悔やみや人の気持ちに寄り添った対応ができなかったこと深くお詫び申し上げます。 今回の経過について早速、聞き取りと確認を行いました。あつてはならない窓口対応ですので、担当職員のみならず地域住民課職員に対して市民の皆様のことを考えた言動や行動をするように厳しく指導させていただきました。 あらためまして、ご疑問のその他の項目の死因を聴く必要性でございますが、後期高齢者医療葬祭費支給申請書において死亡の原因がその他の場合、第三者行為によるものかを確認する必要があるからでございます。なにとぞ、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 説明不足があったこともお詫び申し上げます。 最後になりますが、今後は、貴方のお言葉のように、人の気持ちに寄り添った対応をし、このような気持ちになる方がないように再発防止に努めて参ります。本当に、申し訳ございませんでした。</p>	<p>三雲地域振興局 地域住民課 電話：56-7910</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
13	松阪ハイツその後！	<p>先般久しぶりに中部台公園へ行き松阪ハイツのそばをとりました だいぶ荒れておりました 警備保障の管理もなかったように思います</p> <p>もし事故事件が発生すればどうなるのか心配です 担当課の判断では無理ではないでしょうか 一言すればいわゆる `市長案件` ではないでしょうか コロナ太りで財政調整金も113億円あるようです 可及的速やかに決断されることを `松阪を心より愛する一市民として提言させていただきます</p>	<p>旧松阪ハイツの今後については、跡地利用等具体的な計画は現時点ではありません。また、解体するにはお見込みのとおり数億円かかる見込みであり、解体するにしても一朝一夕にはいかない建物となっております。</p> <p>今後につきましては、跡地利用の方法を関係各所と協議をし、跡地利用の方向性が決まりましたら、その事業の進捗に従って解体することになるかと思えます。</p> <p>また、現在中には何も置いておりませんので警備等は委託しておりませんが、財務課で定期的に様子を見に行くほか、中部台運動公園の各施設でイベントや大会などが行われる際には中部台管理事務所の方でも草刈や巡回などを行っております。</p> <p>前述のとおり、今後の方向性が決まれば解体を行う予定であります。市民の方にとってよりよい利活用方法を検討してまいりますので、何卒ご理解のほど、よろしくお願いたします。</p>	<p>財務課 電話：53-4322</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
14	昼休みは11時30分と12時30分から	<p>小生時々12時すぎに用事で市役所へ電話をします呼び出し音が15回たつと電話するのもやめますそれからは極力他の時間帯に電話します</p> <p>仕事をしている市民で昼休みしか電話できない方もみえるのではないのでしょうか 就業規則は昼は1時間となっているのでは 電話をしてすぐつながるセクションもあります おそらく11時30分からとして12時30分からと昼休みを交替でとってみえるのでは もちろん3F以上の職員は自分の机で弁当を食べられる人も外食もけっこうあるのでは</p> <p>一度職員課さんの方で現状を調査していただき、改善策を検討していただければ もちろん職員組合との対応も必要かと思えます 来年は小生後期高齢者ですが 現役時代は金融機関に務めていましたが営業店も本部も食堂がありました 市役所の皆さんはデスクで食事をされてみえることがありますがおきのどくです</p>	<p>12時過ぎに市役所へご連絡をいただいたにもかかわらず、職員が対応できませんでしたことにつきましては、お詫び申し上げます。大変、申し訳ございませんでした。</p> <p>〇〇様が言われるとおり、職員の昼休憩については、電話・窓口対応のサービス低下にならないように、職員の昼休憩を取る時間帯を職場で決めて交代でいただいております。</p> <p>繁忙期（戸籍住民課なら4月）は窓口が混雑し、電話対応が追い付かない場合もあろうかと思えます。そういった時期は職員も昼休憩をずらして窓口対応等をさせていただきます。</p> <p>電話に出られない事はあってはなりません、突発的に込み合う場合もございますのでご了承下さい。</p>	職員課 電話：53-4221

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
15-①	松坂城跡の犬問題・マイナںパーポイント制度	<p>松坂城跡の犬問題は、回答が的が外れてます、リードをつけて汚物処理対策を。。。と書いてあるが、犬を連れてどこでも歩けば必要な対策ではないですか？城跡だけ守ればいいのですか？城跡だけに言う言葉ではないでしょうか？</p> <p>こんなバカな回答をもらって憤りを感じます。今一度前の文章を見て城跡と公園との違いを説明してほしいです。城のある店主が犬を昔からかっているからですか？</p> <p>城での排泄尿はどうされていますか？犬は同じようなところに尿をしますから、においが石垣に残っていくかもしれないですね。再度回答してください。</p>	<p>都市公園の中で芝生広場のある公園は、座る、寝転がる等の利用をすることで芝に直接触れることが多いためペットの進入を禁止しています。他の都市公園については、地域住民、自治会からペットの散歩を制限や禁止したい要望があった際は、看板の設置をしております。</p> <p>松坂公園は、昭和23年11月に都市公園に指定され、ペットも散歩できる公園として長年親しまれてきました。また、芝も無く敷地面積が広いことから他の利用者と距離を確保でき、国指定史跡（日本100名城）と指定され、当市の観光スポットとして注目を集めている中のひとつであり、多様な利用ができることで当市の経済活性化にも貢献できると考えております。</p> <p>このことから松坂公園は、犬の散歩を現状は禁止していません。</p> <p>今後も、より一層松坂城跡の保全と市民及び観光客の皆様にも親しまれる公園管理ができるよう、ご理解賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>土木課 電話：53-4167</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
15-②	松坂城跡の犬問題・マイナポイント制度	<p>マイナポイント制度ですが、今マックスバリュサンフラワー店で事務がされています。それはいいとしても、ポイント付与がイオンカードやWAONカードでないといけないのですか？ 私は行ったとき、他のカードはダメといわれました、なぜ？</p>	<p>今回は、マイナポイント申請手続きについて、誤解を与えてしまったことについて申し訳ございませんでした。</p> <p>国のマイナポイント事業では、キャッシュレス決済サービスにて利用可能なポイントがマイナポイントとして付与されます。</p> <p>①マイナポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスについては、マイナポイント事業に参加している企業が提供するキャッシュレス決済サービスの中から選択していただきますので、マイナポイント事業に参加していない企業が提供するキャッシュレス決済サービスを選択していただくことはできません。</p> <p>②マイナポイントの申し込み手続きでは、キャッシュレス決済サービスごとに申し込みに必要な持ち物が違ったり、事前に企業のホームページで手続きをしていないとマイナポイントの申し込みができないものがあるため、受付時にご希望のキャッシュレス決済サービスをお聞きして、申し込みに必要な持ち物が揃っているか、事前の手続きが完了しているかなどを確認しています。</p> <p>以上の2点により、ご希望のキャッシュレス決済サービスでの申し込みができない旨のお話しをしたり、必要な持ち物を揃えて、あるいは事前手続きを済ませてから再度来ていただきたいといったお話しをする場合があります。</p> <p>こうした場合に今お持ちのもので申し込みができるのはこのキャッシュレス決済サービスですよといったお話しをすることがありますので、今回はご説明が足りずに誤解が生じたのではないかと推察いたします。</p> <p>今後はこうした誤解が生じないように丁寧なご説明に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>情報システム課 電話：53-4004</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
16	より良い『母子健康手帳』を！	<p>以前標記の件で「市民の声」を発出した者です 9/16付「朝日新聞」の記事を同封いたします おそらくすでに目を通されたと思います 以前、市職員の「育休」の取得状況をおうかがいしましたら、女性—100%男性は20%でした 男子職員が取得しないとどうしても取らねばならない仲間に「メイワク」をかけます 記事にもありますように参考にして下さい 尚、近い将来には「デジタル化」にもなるかもしれません</p>	<p>この度は、「母子健康手帳」についての情報提供を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>〇〇様から、情報提供いただきました通り「母子健康手帳」の名称について検討された結果、「母子健康手帳は健康リスクが高い妊婦と乳幼児の健康支援を目的とするもの」として名称を維持すべき、また呼び方も定着していることから名称は変えず別の名称との併記は可能という結論が出されました。</p> <p>以前よりご意見をいただいておりますとおり父親が関わる機会が増えていること、父子家庭のご家庭もあられますが、議論の中にもありましたように母子健康手帳は健康リスクが高い妊婦と乳幼児の健康支援が目的であるため、「母子健康手帳」という名称は必ず表紙に記載されます。現在、松阪市が使用している母子健康手帳は既製のものであり、現在は「母子健康手帳」の表記しかありませんが、今後併記されたものが発行された際には検討していきたいと思っております。</p> <p>〇〇様から頂戴いたしましたご意見は今後の業務の参考とさせていただきます、ありがとうございました。</p>	<p>健康づくり課 電話：20-8087</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
17	「ヤングケアラー」対策には支援条例が！	<p>家族の介護や世話を担う子どもたちを支援する条例が必要では。それには当時者の存在に早期に気づけるようにし、家事などの負担軽減を目指すことが。例えば</p> <p>①目的は「社会全体で子供の成長を支えるための環境づくりに寄与する</p> <p>②市の責務—支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する</p> <p>③保護者の役割 (イ)子育ての第一義的責任があることを認識する。</p> <p>④学校の役割—支援の必要性の把握に努める</p> <p>⑤ヤングケアラーの支援(イ)市は過度な家事などの負担を軽減するための必要な措置を講じる (ロ)市は教育機会の確保を図れるよう必要な施策を講じる (進め方)</p> <p>1. 教育委員会、市長部局の管理職を含め、10-15名程度で「ヤングケアラー支援対策委員会」を立ちあげる</p> <p>2. 松阪市の子供たち小学生は4～6年、中学生1～3年に実態調査を実施する</p> <p>3. ヤングケアラーの実態や支援の必要性を多くの市民に知ってもらうため実態調査の内容を広報告知する 新聞・チラシ ケーブルテレビもちろん市の広報松阪やホームページで</p> <p>4. それと平行に条例化するため先進自治体の取り組み又有識者の知恵を借り市民及び小中学生を対象にした「勉強会」を行う</p> <p>5. 年末の議会に「松阪市ヤングケアラー支援条例」を上程する(こどもは松阪の宝です)</p> <p>教育委員会にだけでなく市長部局、即ち全庁的に！ご検討の程を心よりよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>健康福祉部のこども局では、様々な支援を行っており、こども達が豊に育つことができる地域づくりの大切さを日々実感しているところです。</p> <p>三重県では「子どもを虐待から守る条例」が施行されています。</p> <p>条例第三条第二項には、虐待の防止に当たっては、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならないとあります。また、条例第五条には、市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとされています。こども支援課ではこの条例に基づきヤングケアラーを含む心配な児童や家庭の支援を行っています。</p> <p>ヤングケアラーは、国の関係機関等で聞き取り調査等を行い、現在、分析しているところであり、明確な方針や具体策が示されていない状況であります。松阪市には、要保護児童等への適切な支援を図ることを目的とした、幼稚園、保育園、学校、福祉部局のほか警察、児童相談所、女性相談所等で構成されている松阪市児童支援連絡協議会があります。松阪市児童支援連絡協議会の各機関からヤングケアラーを含む心配な児童の情報があれば、各関係機関と連携し協働して、訪問等で話を聞いたうえで適切なサービスを提案させていただいています。家庭の困りごとを解消するために回数を重ねてお話しをさせていただき、より良い環境のもと、子どもたちが安心して学び、育つことができるよう、関係者一同努めているところです。</p> <p>今後、国・県等の動向を注視していくとともに、他市のヤングケアラー施策も参考にしながら、松阪市で子育てして良かったと思っていただけるまちづくりを目指していく所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	こども支援課 電話：53-4085

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
18	松阪図書館の件	<p>標記の件、小生もガキの頃から図書館を利用している市民です 本日PM3:40に図書館へ、9/24付中日新聞なし、2時間近く独占している女性を</p> <p>条件提起 ①松阪図書館への来館禁止処分を 尚、松阪市役所1Fに在り(中日)コロナの関係未設置 ③2部にしてもらっては と話す ②小生が知る限り被害者3人が助かりますに、追加なら新聞代は市が追か負担を「うれしの」ではどうでしょうか 1度おしらべを 尚、生涯学習課の図書館担当者は「司書」の資格保有者ですか 無保有者なら資格者にかえるか資格をとらせて下さい 以上 尚、市と業者との契約書をください</p>	<p>新聞を独占していた方がいたことで、ご不愉快な思いをさせてしまったこと心苦しく思っております。図書館では、新聞各紙や週刊誌を自由に閲覧できるサービスを提供しておりますが、その利用にあたっては、市民が守るべきマナーとして、借用は1誌でお願いしたり、最長1時間で返却をお願いするなど、張り紙を用いて啓発を行ってきたところですが、今後もこのような啓発を強化するなど、多くの市民が快適に利用できる図書館を目指していきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、生涯学習課には現在、司書資格保有者は在籍しておりません。司書の主な職務とされる図書館資料の選択、分類、目録作成、貸出業務といった専門的な業務に関しては指定管理者の司書資格を保有する職員が対応しております。生涯学習課には司書資格保有者はおりませんが、その分、指定管理者の持つノウハウを活かして住民サービスの質の向上を図っていきたいと考えております。</p> <p>なお、松阪市と指定管理者との契約書につきましては、恐れ入りますが松阪市の情報公開制度をご利用いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>松阪市といたしましては、今後とも利用者の皆様のご期待に応えられるよう尽力する所存ですので、図書館事業に対するご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。</p>	<p>生涯学習課 電話：53-4396</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
19	学校トイレに整理用品を？	<p>小生、昨年2度ばかり市役所、学校トイレに生理用品をと市民の声、1回目防災用を説明聞きアキマヘン 2回目、市の方で生理用品をダメ、学校では数校で研究中の返答、昨年6月ベルタウン市、市議(女)に市役所がするに その後「生理用品の貧困」の言葉が コロナの長期化、女性労働者、非正規多し、経済面の貧困か9月本会議、教育長返答？ 彼女らは思春期であり保健室の養護の先生、子供らのトータル的対応、相談か</p> <p>トイレにおき、担任先生や養護の先生にも相談のメモ掲示でおけば</p> <p>兵庫の彼女らも三重松阪の彼女らも思いは同じではないでしょうか。彼女らは我々松阪の「宝物」大切にせなあかんとのと違うやろか</p> <p>再考を！</p>	<p>松阪市教育委員会としましては、生理用品を学校のトイレに設置することについて、昨年度から小中学校それぞれに設置のお願いをするなど、研究を進めております。</p> <p>トイレに設置した学校においては、急に必要になった場合に使えるという子どもたちの安心感を得られるという成果はあったようですが、利用状況としましては、中学校では利用があったものの、小学校では利用のない学校もありました。</p> <p>一方、保健室で配付をしている多くの学校では、保健室に配置している理由として、衛生面での管理が難しいことや、保健室に取りに来てくれることで子どもの状況をつかめること、相談に乗ることができるという声がありました。</p> <p>市教育委員会としましては、保健室に生理用品を設置することで、衛生面・管理面から適切に保管できることや、子どもとの会話を通して、子どもの心身の状況や精神的悩み、家庭環境等を把握し、個々の子どもに寄り添った支援ができることから、生理用品は保健室で管理していきたいと考えております。</p> <p>今後は、県内及び市内公共施設のトイレに生理用品が設置される状況を注視していくとともに、学校とも協議しながら、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。</p>	<p>学校教育課 電話：53-4389</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
20	「地下鉄駅への避難」備え急ぐ自治体	<p>2004年施行の国民保護法は有事に備えて、地方自治体に避難施設を指定するよう義務づけております</p> <p>その対象は学校や公民館などのコンクリート造りの建物と言われております</p> <p>最近、北朝鮮は次々とミサイル実験をしており2月24日のロシアのウクライナへの侵略が今日迄つづけております</p> <p>21年4月時点で全国9万4,125所が指定されているようです。松阪市はどこが指定されているのでしょうか、おしえて下さい。うち地下施設は1,278カ所です 市内の地下のある建物はどこでしょうか</p> <p>近年はこのような状況であり又、南海トラフ地震もいつ発生してもおかしくない状況です</p> <p>「安心立命」をするようにはどうすればよいのかご指導下さい</p>	<p>1. 有事に備えた避難施設について</p> <p>松阪市国民保護計画における避難施設は、松阪市内の小中学校および、県立高校である松阪工業高等学校、松阪高等学校、松阪商業高等学校の体育館およびグラウンドが指定されています。また、地下施設として甚目地下道（県道嬉野津線）、広瀬地下道（県道小片野駅部田線）、豊原地下道（県道御麻生菌豊原線）、古井地下横断歩道（国道42号）が指定されています。</p> <p>2. 「安心立命」をするには</p> <p>災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされています。これは自然災害だけでなく、武力攻撃事態等においても同じことが言えます。</p> <p>退避先・避難所の場所や避難経路の確認を行う、ご家族や親せき・友人との連絡方法を確認しておく、非常持出袋や家庭用備蓄を準備しておく、住宅の耐震化や家具の転倒防止を行うなど、ご家庭でできる事前の備えをしていただくようよろしくお願いいたします。</p>	<p>防災対策課 電話：53-4034</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
21	市営住宅の現状は！	<p>公営住宅法に基づき、地方自治体が国の補助を受け建設運営する低所得者向けの賃貸住宅ですが、2022年4月1日現在、松阪市の団地名 部屋数 空部屋数をおしえて下さい</p> <p>詳細は知りませんが松阪市内に3000戸の空家があるようです 新聞によれば入居者の高齢化率が高くなっているようです 市民もいろいろな人がみえますのでハッキリしたことは不承知ですが、入居条件を緩和して地域に活気を取り戻す取組みも展開されているようです。</p> <p>有識者によれば「公営住宅の本来の役割は住宅困窮者のセーフティネット、空家が増えても戸数を減らすのではなく、有効な活用策を考えることが」重要であるとの考え方もあります</p> <p>若者の入居で防災訓練や共用部分の清掃や植栽の手入れ、資源ゴミの回収作業や夏祭りとか餅つき大会も開催されているようです。</p> <p>都市部では避難民も入居しているようです 又空室を利用して地域住民の交流拠点として開放し趣味等の教室の開催や、近年は大雨で水害時の緊急避難先として、上層部の空室を利用とかetc.</p> <p>いづれにしろ多様な取組みを工夫して展開し、今日的な市営住宅にしていかねばと愚考します。</p>	<p>ご質問いただきました、公営住宅法に基づく松阪市内市営住宅の「団地名」については、下記のとおりとなります。「部屋数」については、1,226部屋あり、「空き部屋数」は、352部屋あります。(令和4年4月1日現在)</p> <p>近年、空き部屋の活用法について、多様な取り組みがなされていることは、認識しているところです。</p> <p>本市におきましては、以前から、火災・風水害等の罹災世帯のかた等の一時的な利用など、住宅困窮者のセーフティネットとして適切な部屋数を確保しておりますのでご安心ください。</p> <p>また、耐用年数が経過した老朽化住宅については、新規の入居募集を停止し、用途廃止を積極的に進めることで、建物の維持管理費の削減を図りつつ、新たな活用法についても研究しているところです。</p> <p>簡易耐火構造住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上川町団地(2階建) ・小片野住宅(2階建) ・粥田団地(2階建) ・庄厚生住宅(平屋建) ・庄厚生住宅(平屋建) ・清生町団地(2階建) ・宝塚団地(平屋建) ・宝塚団地(2階建) ・南郊団地(平屋建) ・南郊団地(2階建) ・丹生寺町住宅(2階建) ・東町団地(2階建) <p>耐火構造住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粥田団地(4階建) ・川井町団地(4階建) ・小黒田町団地(4階建) ・城南団地(5階建) ・城南団地(2階建) ・清生町団地(4階建) ・高田団地(4階建) ・中万町団地(4階建) ・船江町団地(4階建) ・宮町団地(4階建) ・若葉団地(3階建) <p>木造住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営森団地(平屋建) ・公営第1宮前団(2階建) ・公営第2宮前団地(平屋建) 	住宅課 電話：53-4163

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
22-①	中学校におけるスポーツ部活動の改革	<p>スポーツ庁は23年度予算の概算要求で体制準備に計102億円の要求、全国の公立中9,230校の3分の1です 松阪市においては3校程度になるようです</p> <p>さて、スポーツ部活動は長年教育の一貫として実施されてきたと思います。何故このような提起されたのか時系列的にかつ理念、実施形態について松阪市としてどうされるのかおしえて下さい</p> <p>又、新聞報道によれば『地域部活動の基本の形』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土、日に行われる 活動場所は学校 ・運営主体は地域クラブやスポーツ協会等学校外の団体 ・生徒は学校外のクラブに入会する ・指導者は運営主体から派遣される 顧問か兼業で指導するケースも ・指導者への謝金などで生徒側の金額負担が生じる可能性が高い <p>だそうです</p> <p>以上、一市民ですがわかりやすくおしえて下さい</p>	<p>中学校の運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。</p> <p>しかしながら、学校の運動部活動を巡る状況については、少子化によって持続が厳しい部活動があることや、競技経験のない教師が指導せざるを得ない点、休日も含めた運動部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっている実態などがあります。</p> <p>このようなことから、部活動の改革について中教育審議会や国会等による指摘があり、運動部活動の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働や地域への移行の方向性が示されました。</p> <p>具体的な国の取組については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」ことが示された。 ・平成31年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示された。 	<p>学校教育課 電話：53-4389</p>

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
22-②	中学校におけるスポーツ部活動の改革	<p>スポーツ庁は23年度予算の概算要求で体制準備に計102億円の要求、全国の公立中9,230校の3分の1です 松阪市においては3校程度になるようです</p> <p>さて、スポーツ部活動は長年教育の一貫として実施されてきたと思います。何故このような提起されたのか時系列的にかつ理念、実施形態について松阪市としてどうされるのかおしえて下さい</p> <p>又、新聞報道によれば『地域部活動の基本の形』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土、日に行われる 活動場所は学校 ・運営主体は地域クラブやスポーツ協会等学校外の団体 ・生徒は学校外のクラブに入会する ・指導者は運営主体から派遣される 顧問か兼業で指導するケースも ・指導者への謝金などで生徒側の金額負担が生じる可能性が高い <p>だそうです</p> <p>以上、一市民ですがわかりやすくおしえて下さい</p>	<p>・国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」が指摘された。</p> <p>・令和2年9月には、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中では、「中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、『部活動を学校単位から地域単位の取組とする』ことが指摘されている。」「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示された。</p> <p>運動部活動の地域移行にかかわっては、単に運動部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの多様なスポーツの体験機会を確保する必要があります。</p> <p>また、実施形態等につきまして、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言によりますと、活動場所は学校やスポーツ施設が考えられ、運営主体は地域スポーツ団体が挙げられています。また、指導者については専門性や資質・能力を有する方の確保が必要とされ、指導料や保険料等の会費の額は、適正は運営のために必要な額の設定をする必要があるとされています。</p> <p>松阪市としましては、現在、国の提言等を踏まえ検討を進めているところです。</p>	<p>学校教育課 電話：53-4389</p>